

令和7年度「ひなた暮らし体験促進事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「ひなた暮らし体験促進事業」業務

2 事業概要

宮崎県への移住をより一層推進するため、「担い手不足に悩む地方の事業者」と「地方に興味のある都市部の方々」をマッチングすることにより、「仕事×暮らし」を体験する取組を県内において促進し、関係人口の拡大を図ることを目的とする。

3 事業の実施体制等

(1) 本事業統括責任者

本委託事業を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本委託事業を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

4 委託業務内容

(1) 定義

本仕様書における定義は、以下のとおりとする。

① 体験プログラム

宮崎県内の受入事業者のもとで仕事に就き、報酬を得るとともに、宮崎ならではの体験（観光、暮らし、地元との交流等）ができるプログラム

② マッチングサイト

地域の事業者が求人を掲載し、地方で働きたい者が応募することで両者をマッチングする民間が運営するプラットフォーム（おてつたび、ワクトリ等）

③ 新規事業者

令和7年度にマッチングサイトに新規登録する事業者

④ 継続事業者

令和6年度に本事業を活用した事業者

(2) 体験プログラムを提供する受入事業者の開拓

① 受入事業者の募集及び説明会の開催

県外からの参加者を受入れ、体験プログラムを提供し、マッチングサイトに登録できる県内事業者の募集を行うこと。募集に当たっては、説明資料を作成し、県内事業者を集めた説明会を開催すること（県内4カ所程度）。

ア 説明会開催における留意点

- ・ 本事業の趣旨、受入に必要な準備、フォローアップ体制やマッチングサイトを利用することによる利点を理解していただける内容とすること。
- ・ マッチングサイトの運営会社と連携して実施すること。
- ・ 各マッチングサイトの特徴を十分に伝え、受入事例の紹介やこれまでのマッチング実績等を示し、受入側にとって有益かつ受入を前向きに検討できる情報の提供に努め、説明会参加者からの賛同を得た上で受入先の確保を図ること。

イ 説明会開催における具体的な業務

- ・ 説明会の企画・運営（日程調整、司会、会場スタッフの手配等含む。）
- ・ 資料の作成・印刷
- ・ 会場の手配・設営、機材設置、資料配付等
- ・ プロジェクター、スクリーン等必要機材の手配
- ・ 参加者の募集及び参加者との連絡・調整

なお、本事業においては、以下の要件を満たす複数のマッチングサイトを活用すること。

- ・ 十分な参加者の応募が見込めること。
- ・ 単なる短期バイトの求人ではなく、地域との交流や関係人口づくりをコンセプトに運営されているマッチングサイトであること。

【受入事業者数目標】

42 事業者

想定する内訳

○新規事業者 27 事業者

（中山間地域（※）16 事業者、中山間地域以外 9 事業者）

○継続事業者 15 事業者

（中山間地域（※）10 事業者、中山間地域以外 5 事業者）

※宮崎県中山間地域振興条例第 2 条第 1 項に規定する中山間地域

【参加者数目標】

210 人

想定する内訳

○新規事業者での受入 135 人

○継続事業者での受入 75 人

② 受入事業者の求人募集ページの作成支援

受入事業者がマッチングサイトに掲載する求人募集ページについて、各サイトの仕様に合わせて作成支援を行うこと。

作成に当たっては、仕事内容、期間、人数、賃金、近隣施設や休暇の過ごし方等の求人に掲載する情報を網羅し、参加者の興味・関心を高める内容を示しながら、地域への関心を一層惹きつけるものとなるよう支援すること。

(3) 受入事業者と参加者のフォローアップ

① 参加者の宿泊場所及び移動手段の情報提供

市町村担当者等と連携し、参加者が滞在期間中に宿泊できる施設及び現地での移動手段の情報を取得・整理し、受入事業者が参加者に情報提供を行えるようにすること。

② 参加者及び受入事業者の滞在中のフォローアップ

参加者が滞在している期間中、円滑に体験プログラムが実施できるよう、受入事業者及び参加者のフォローアップを行うとともに、トラブル等発生時においては両者の仲裁や安全確保等の対応を適切に行うこと。

(4) 受入事業者の補助金申請に係る支援

受入事業者が金銭的負担をした次の①～③の費用については、ひなた暮らし体験促進事業補助金実施要領及び同交付要綱に基づく交付申請が必要となるが、申請書や実績報告等の作成、領収書等の必要書類の手配など、受入事業者が円滑に補助金を受給できるようサポートを行うこと。

なお、当該補助金を受入事業者に交付する上では、前年度までのマッチングサイトの利用実績や、参加者の勤務日数等の実績を確認する必要があるため、当該補助金の執行団体からの問合せに対応すること。

① マッチング手数料

マッチングサイトを利用して発生する手数料について、以下の上限を設けて実費（継続事業者の場合は実費の半額）を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

② 参加者の宿泊費用

以下の上限の範囲内で実費を支給

<中山間地域（※）に宿泊>

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊3,000円まで

（継続事業者の場合は1泊1,500円まで）

日数：参加者1人当たり4泊まで

※宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域

<中山間地域以外に宿泊>

人数：1事業者につき参加者5人まで

金額：参加者1人当たり1泊1,000円まで

（継続事業者の場合は1泊500円まで）

日数：参加者1人当たり4泊まで

③ 各種保険料

参加者の労災保険料及びマッチングサイトを利用する際に加入義務のある保険料について、以下の上限を設けて実費分（継続事業者の場合は実費の半額）を支給

人数：1事業者につき参加者5人まで

日数：参加者1人当たり5日間まで

(5) アンケートの実施

受入事業者、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

アンケート内容については、事前に県と協議して決めることとする。

(6) 事業完了報告書の作成

事業終了後、速やかに次の内容をまとめた報告書を作成し提出すること。

① 事業概要

② 事業の実績

③ 事業の実施体制

④ 受入事業者の属性（業種、地域等）

⑤ 受入事業者ごとの実績（体験プログラムの内容、受入人数、日数等）

- ⑥ アンケートの結果
- ⑦ 収支報告書

5 再委託について

真にやむを得ないと県が認める場合を除き、再委託を行ってはならない。

また、再委託を行う場合は、事前に書面による県の許可を受けた上で再委託することとし、再委託業者との連携を密にし、事業進捗管理や個人情報保護の徹底を指導すること。

6 その他留意事項

- (1) 成果品の引き渡し後1年の間に、成果品に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本事業により新たに製作した成果物等の著作権は宮崎県に帰属し、宮崎県はこれらを無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (4) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約期間終了後5年間は保存すること。
- (5) 個人情報の取扱を適正に行うこと。
- (6) 本業務の受託者は、業務を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。